

学校法人 学 文 館
評 議 員 報 酬 規 程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人学文館（以下「法人」という。）の評議員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は原則として評議委員会への出席時に一律 5,000 円を、交通費とともに支給する。

2 評議員の交通費は距離に応じて、別表の基準により支払う。

3. 評議員の報酬、交通費を変更する場合には常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(規定の改定)

第3条 前条に定める事項のほか、評議員の報酬に関して必要な事項は常任理事会において決定する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。